出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

平成２７年６月１日告示第８６号

改正　平成２８年４月１日告示第６５号

平成２９年３月２４日告示第４６号

平成２９年４月２８日告示第１１９号

令和２年３月３１日告示第８７号

令和２年８月１日告示第２０７号

（趣旨）

第１条　この告示は、本市への観光客誘致を促進し、地域の活性化に資するため、本市での観光を目的とした旅行を企画し、実施した旅行業者等（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第１１条の２第１項に規定する旅行業者等をいう。次条において同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成１８年出水市規則第４８号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において「旅行商品」とは、旅行業者等が作成する本市での観光を目的とした市外からの旅行者（以下「参加者」という。）を送客をするための企画旅行（旅行業法第２条第１項第１号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。）の商品で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

⑴　本市での観光を目的とし、参加者を送客するものであることこと。

⑵　旅程に含まれるテーマ性及び経済効果が高いものであること。

⑶　教育旅行の場合は、鹿児島県内の学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校で、令和２年８月１日から令和３年３月３１日までに実施されるもの。

（平２８告示６５・令２告示８７・令和２告示２０７一部改正）

（補助対象旅行商品）

第３条　補助金の交付の対象となる旅行商品は、市内のイベント、観光施設等に参加し、見学し、又は訪問することが計画されており、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該企画の内容が優れているものとする。ただし、スポーツキャンプは、補助金の交付の対象としない。

⑴　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る市内の施設（次項及び別表第１において「市内の施設」という。）に１泊以上宿泊すること。

⑵　市内の施設に宿泊しないが、市内の飲食店で食事をとること。

（平２８告示６５・平２９告示４６・令２告示２０７一部改正）

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、１つの旅行商品の参加者の実績に応じて補助金の基本額（別表第１）により算出した額とする。

２　前条に規定する要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の加算額（別表第２）により算出した額を加算する。

⑴　出水市公開武家屋敷において、有料で着物の着付体験を行う場合

⑵　海外からの参加者である場合

（補助金の交付の申請）

第５条　規則第３条の補助金等交付申請書（この条において「交付申請書」という。）は、第１号様式によるものとし、同条に規定する交付申請書の提出時期は、原則として履行日の２週間前までとする。

２　規則第３条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　旅行商品企画書

⑵　旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に、速やかに提出すること。）

⑶　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付の決定の通知）

第６条　規則第６条の規定による補助金の交付の決定の通知は、旅行商品造成支援事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第７条　規則第７条第１項の補助事業等の内容等の変更事由は、事業計画の趣旨、内容等の変更とする。

（実績報告）

第８条　規則第１３条の補助事業等実績報告書は、第３号様式によるものとする。

２　規則第１３条の規定により実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　旅行商品造成支援事業補助金実績証明書（第４号様式）

⑵　その他市長が必要と認めるもの

３　実績報告書の提出期限は、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

（平２９告示４６・一部改正）

（補助金の額の確定の通知）

第９条　規則第１４条の規定による補助金の額の確定の通知は、旅行商品造成支援事業補助金交付確定通知書（第５号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第１０条　規則第１６条第１項の補助金等交付請求書は、第６号様式によるものとする。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２７年６月１日から施行する。

（平２９告示４６・旧附則・一部改正）

（この告示の失効）

２　この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに廃止前の出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第９条の規定により補助金の額の確定の通知を行った補助金については、同日後もなおその効力を有する。

（平２９告示４６・追加、令２告示８７・一部改正）

附　則（平成２８年４月１日告示第６５号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２４日告示第４６号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年４月２８日告示第１１９号）

この告示は、平成２９年５月１日から施行する。

　　　附　則（令和２年３月３１日告示第８７号）

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和２年８月１日告示第２０７号）

　この告示は、令和２年８月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

（平２９告示１１９・一部改正）

補助金の基本額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要件 | 基準額 | 基準となる参加者の数 | 基準となる参加者の数の欄の上限を超える場合 |
| ⑴　市内の施設に宿泊するもの | １００，０００円 | ２０人以上３０人以下 | 基準額＋基準となる参加者の数の欄の上限を超える人数×５００円 |
| ⑵　日帰りで食事をとるもの | １０，０００円 |
| ⑶　日帰りで食事をとり、ツル観察センター、ツル博物館、出水市麓歴史館又は出水市公開武家屋敷「竹添邸」若しくは「税所邸」に入館（有料）するもの | ２０，０００円 |

別表第２（第４条関係）

補助金の加算額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要件 | 基準額 | 基準となる参加者の数 | 基準となる参加者の数の欄の上限を超える場合 |
| ⑴　出水麓武家屋敷群において着物の着付体験（有料）をするもの | １０，０００円 | ２０人以上３０人以下 | 基準額＋基準となる参加者の数の欄の上限を超える人数×５００円 |
| ⑵　海外からの送客（宿泊） | １０，０００円 |
| ⑶　海外からの送客（日帰り） | ５，０００円 |

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

申請者　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　印

　　　旅行商品造成支援事業補助金交付申請書

　旅行商品造成支援事業補助金を交付くださるよう出水市補助金等交付規則第３条及び出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　旅行商品名 |  | |
| ２　区　　　分 | □募集型企画旅行  □受注型企画旅行 | |
| ３　催行期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで | |
| ４　利用予定の有料施設及び人数 | □宿泊  （　　　　　人） | 宿泊施設名： |
| □日帰り  （　　　　　人） | □食事処名：  □観光施設利用：ｸﾚｲﾝﾊﾟｰｸ・ﾂﾙ観察ｾﾝﾀｰ・麓歴史館・公開武家屋敷 |
| ５　担当部署  担当者名  連絡先 |  | |
| ６　別添関係書類 | * 旅行商品企画書 * 旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等 * その他市長が必要と認めるもの | |
| ７　その他 | * 着物体験（人数　　　　　人） * 海外からの送客（□宿泊　□日帰り） | |

※利用予定人数は、乗務員及び添乗員を除く。第２号様式（第６条関係）

出　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出水市長　　　　　　　　印

　　　旅行商品造成支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった旅行商品造成支援事業補助金については、出水市補助金等交付規則第４条及び出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金の額　　金　　　　　　　　　　円

　　内訳

　⑴　基本額　　　　　　　　円（　　　　　　円＋　　人×５００円）

　⑵　加算額　　　　　　　　円（　　　　　　円＋　　人×５００円）

２　補助対象旅行商品名

第３号様式（第８条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

補助事業者　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　印

　　　旅行商品造成支援事業補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け出　第　　　号の交付決定に基づき旅行商品造成支援事業を実施したので、出水市補助金等交付規則第１３条及び出水市旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　旅行商品名 |  | |
| ２　催行期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | |
| ３　送客人員  　（助成対象実績） |  | |
| ４　補助金の額 | 円 | |
| 内　　訳 | ⑴　基本額　　　　　　　　円  　　　　　　　円＋　　人×５００円  ⑵　加算額　　　　　　　　円  　　　　　　　円＋　　人×５００円 |
| ５　関係書類 | ⑴　旅行商品造成支援事業補助金実績証明書  ⑵　その他市長が必要と認めるもの | |

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

補助事業者　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　印

　　　旅行商品造成支援事業補助金実績証明書

　旅行商品造成支援事業補助金の実績証明について下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旅行商品名 |  | | |
| 証明店舗名  （担当者名） | | サービス提供日  （宿泊の場合は宿泊始期日） | 証明印 |
| サービスの内容及び補助対象人数  （添乗員は含まない。） |
| （担当者　　　　　　　） | | 年　　月　　日 |  |
| □宿泊　　□昼食　　□その他  人数　　　　　人 |
| （担当者　　　　　　　） | | 年　　月　　日 |  |
| □宿泊　　□昼食　　□その他  人数　　　　　人 |
| （担当者　　　　　　　） | | 年　　月　　日 |  |
| □宿泊　　□昼食　　□その他  人数　　　　　人 |

第５号様式（第９条関係）

出　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出水市長　　　　　　　　印

　　　旅行商品造成支援事業補助金交付確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった旅行商品造成支援事業補助金については、出水市補助金等交付規則第１４条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

１　補助金の額　　金　　　　　　　　　　円

　　内訳

　⑴　基本額　　　　　　　　円（　　　　　　円＋　　人×５００円）

　⑵　加算額　　　　　　　　円（　　　　　　円＋　　人×５００円）

２　補助対象旅行商品名

第６号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

請求者　所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　印

　　　旅行商品造成支援事業補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け出　第　　　号の交付確定通知に基づく旅行商品造成支援事業補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第１６条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行・金庫　　　　　　　　　本店・支店  　　　　　　　　　組合・農協　　　　　　　　　本所・支所 |
| 口座種別 | 普通　・　当座　・　その他（　　　　） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義人 |  |